

ネット上の取り引きでは契約前に内容の確認を！

2019年11月15日号

「パソコン操作がわからずネットで検索し、1回500円で質問に答えてくれるサイトに質問内容や氏名・連絡先・クレジットカード番号を入力した。カード会社から月会費3800円の請求があり、調べたら月額会員に登録されていた。キャンセルしたい」といった相談があります。

サイトを確認すると、最初の質問後、一定期間を過ぎると定額会費の月額料金が発生すること、キャンセルするにはサイト上から申し出るようアドバイスしました。

ネット上の取り引きは通信販売にあたり、事業者はホームページ上などに、事業者名・商品などの価格、契約の解除に関することなどの表示が義務づけられており、消費者はこれらの項目を確認したうえで契約をする必要があります。

何か困ったことがあれば消費生活センターに相談しましょう。